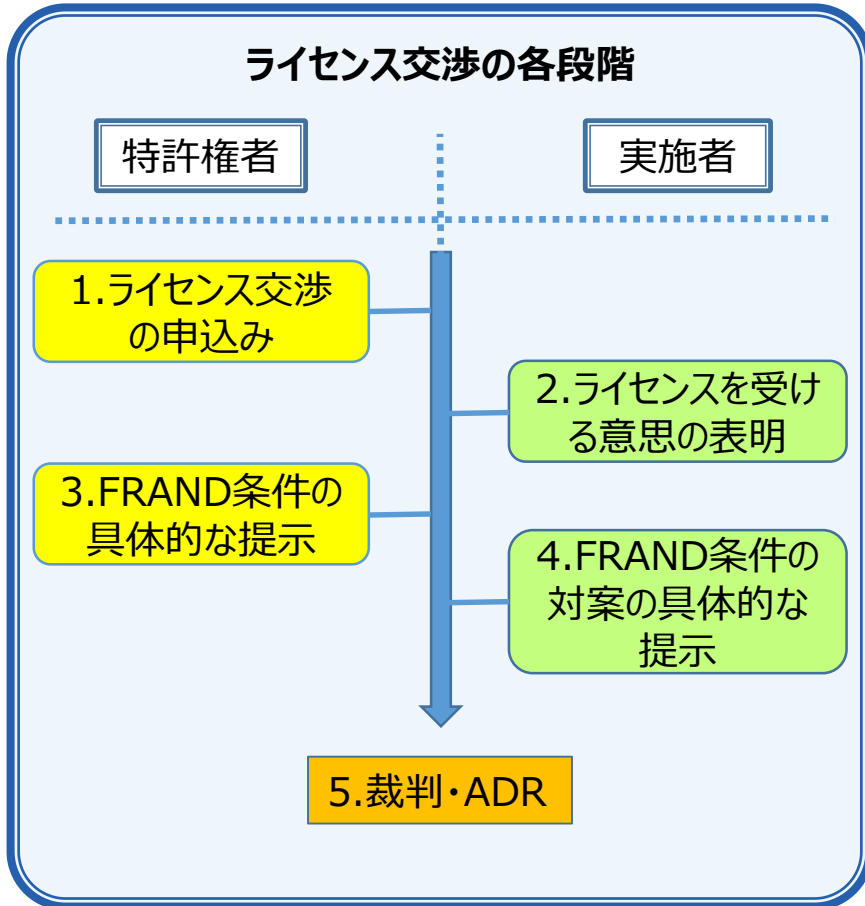


# 標準必須特許を巡る紛争解決について

2021年3月29日

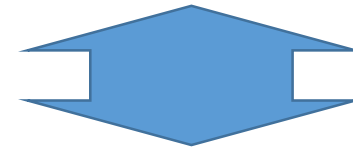
内閣府 知的財産戦略推進事務局

- 欧州司法裁判所(Huawei v. ZTE)で示された枠組みを参照し、各交渉の段階において当事者が提供すべき情報の範囲や応答期間の考え方などについて整理



## SEP権利者の主張

- 実施者が、理由を説明しないまま交渉に応じないなど、交渉を遅延させているケースがある
- 実施者が、機密を含む情報を要求しながら、秘密保持契約の締結に一切応じないケースがある



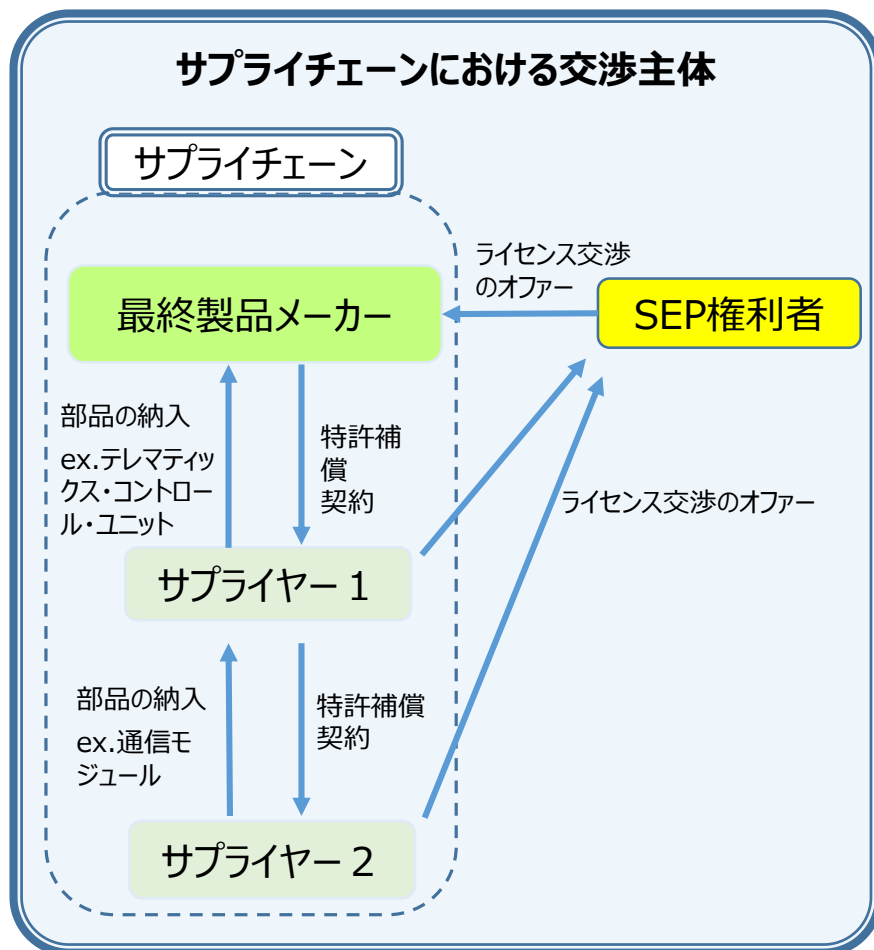
## 実施者の主張

- 特許権者が、特許と標準の対応関係についての資料（クレームチャートなど）を提示しないため、交渉に応じられないケースがある
- 特許権者が、秘密保持契約を締結しない限り、クレームチャートを提示しないケースがある

# ライセンス交渉の主体

第4回構想委員会  
特許庁説明資料p.7の再掲  
(知財事務局において一部加筆)

- サブチェーンの中のどのレベルの主体（例えば、最終製品メーカーか部品メーカーか）がライセンス契約の締結主体となるべきかについての考慮要素を整理



## SEP権利者の主張

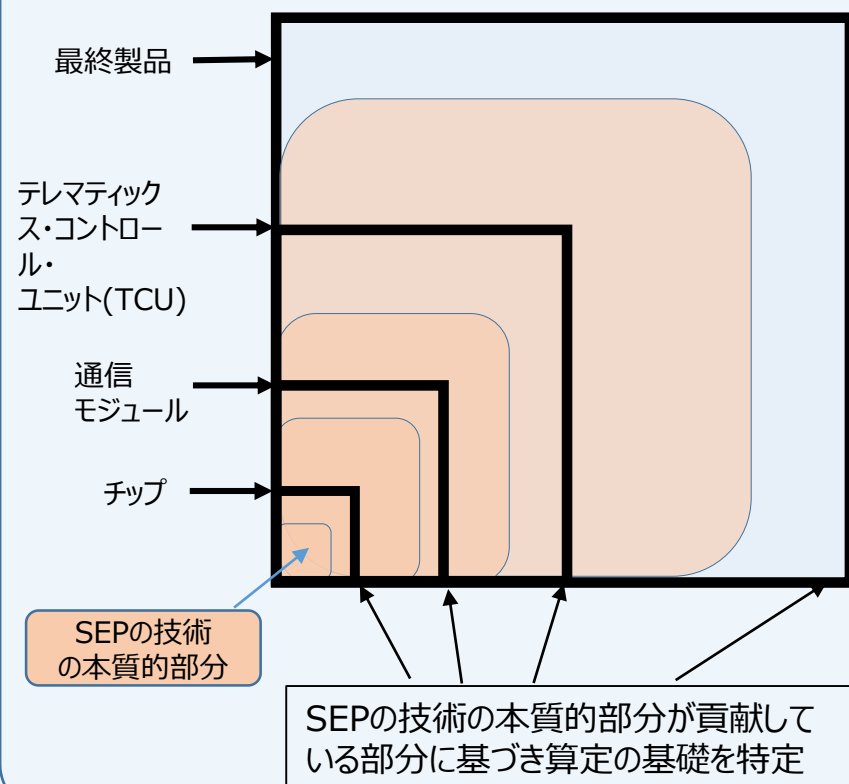
- 特許権者が最終製品メーカーに対してライセンス交渉の当事者となることを求めてきた場合に、最終製品メーカーが全く交渉に応じないことは不適切
- FRAND宣言は、標準技術を利用する全ての当事者にライセンスすることを求めているのではなく、標準技術を利用したい者が標準技術にアクセスできることを担保するための仕組みである (**Access for all**)

## 最終製品メーカーの主張

- 部品メーカーであるサプライヤーがライセンス交渉の当事者となることを求めてきた場合に、特許権者が交渉を拒むことは差別的であり、FRAND義務に反する
- SEP保有者は、サプライチェーンにおけるレベルにかかわらず、ライセンスの取得を希望する全ての主体に対してライセンスしなければならない (**License to all**)

- ロイヤルティの算定の基礎をどのように決定すべきかについての考慮要素を整理（部品の価格か最終製品の価格か）。

## SEPの技術とロイヤルティベースの関係 (通信技術の例)

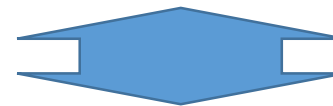


### SEP権利者の主張

#### 市場全体価値 (EMV)

Entire Market Value

SEPの技術が最終製品全体の機能に貢献し、製品に対する需要を牽引していると考えられる場合に採用され、最終製品全体の価格が算定の基礎となるという考え方



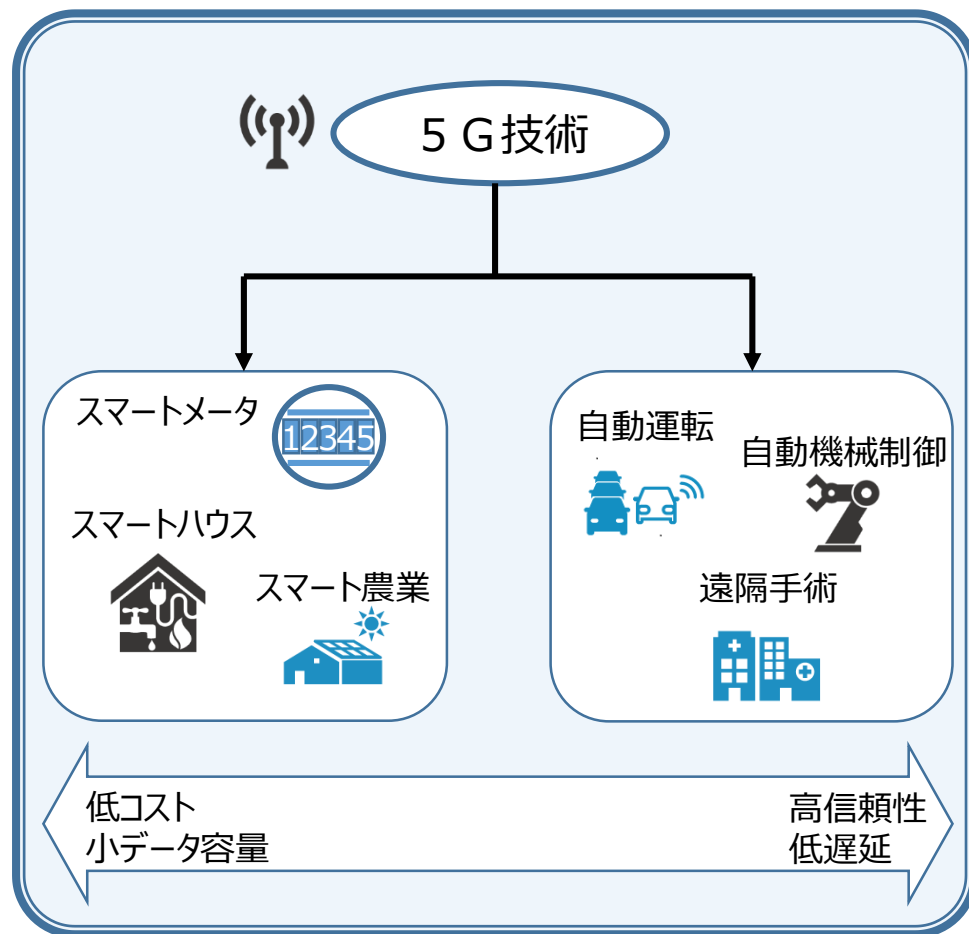
### 実施者の主張

#### 最小販売可能特許実施単位 (SSPPU)

Smallest Salable Patent Practicing Unit

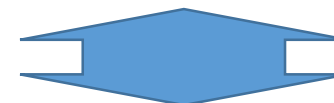
SEPの技術が最小販売可能特許実施単位である部品のみで使われているのであれば、SEPが貢献していると考えられる当該部品の価格が算定の基礎となるという考え方

- 同一の標準技術が異なる用途で使用されている場合に、特許権者が異なったライセンスの料率や額を適用することが差別的かどうかについての考慮要素を整理。



### SEP権利者の主張

- 同一の標準技術であっても、最終製品における技術の使われ方が異なれば、ロイヤルティの料率や額が異なるべき (use-based license)



### 実施者の主張

- 同一の標準技術であれば、その技術の使用の手段や程度にかかわらず、同一のライセンスの料率や額が適用されるべき

## 【全般】

- 5Gの技術**について見ると、**日本企業は国際コミュニティに参加できるメンバーになっていない**という懸念を持つ。かつて日本企業は携帯の国際標準の議論に参加していたが、続かなかった。
- B5Gの国際標準を日本が取っていく際、それによって**日本が得られる利益は何かを明確**にして考えてほしい。かつて日本の地デジ技術をブラジルが採用した際、ライセンスフリーを条件とされ、他国企業が日本の特許を使って参入した事例がある。
- B5Gのどのジャンルにおいて日本の特許をベースに世界で戦えるのか**を見つけていってほしい。

## 【標準必須特許を巡る紛争】

- SEP権利者と実施者との意見の対立は、最終製品メーカーとSEP権利者の間の交渉がないという状況と理解され、結局また**裁判になって、そこで決着**することになると思われるが、**それが適切なかどうか**。
- 標準必須特許の訴訟を見れば分かるように、**標準化の闘いはグローバルの闘い**であり、特許庁も含めた政府間、WTO、世界の貿易機構を巻き込んだ活動にしていかないと、最終的にはまとまらないのではないかと。
- 日本でも標準必須特許を巡る訴訟は起きている**が、グローバルな交渉で日本の裁判で判決が出る前に交渉がまとまってしまっ、判決まで至らないため、日本の裁判所の判断を示す機会がなく、現在まで来ている。
- 標準必須特許を巡る紛争に対して、**日本としてどのように解決していくことが妥当かについて積極的に議論や検討をして発信していくべき**。
- 部品特許が標準必須特許で、FRAND宣言つきの場合には、部品メーカーの実施許諾申込みに対し、特許権者が完成品メーカーに実施許諾する意向に基づいて拒否することがND義務違反かどうか、ND義務違反の場合に特許権者による完成品メーカーに対する差止め請求、損害賠償請求は権利濫用かどうかということも問題になるのではないかと。また、特許権者が完成品メーカーに要求する実施料がFRAND条件の範囲内かどうかとも問題になると思う。
- 欧州を中心にルール形成が訴訟の中で進んでいく状況について、**日本としての何らかのルール形成に関与していくべきではないか**という問題意識を強く持っている。

## 【特許庁の手引き】

○特許庁が手引きを出してから3年程度経っており、**EUと協力して、専門家が作成したレポートを参考に手引きを改正していただければ**と思う。

○標準必須特許をめぐる特許庁の取組に対しては、誠実な交渉プロセス等も含めて、手引きを作成いただき、それが**中小企業にとっては一つの指針**になっている。

○標準必須特許を巡る紛争は、**独禁法の考え方も大きな判断の分岐点**になるので、特許庁におかれては、こうした観点も考慮して、**早急に調査研究をグローバルにやってほしい**。

## 標準必須特許（SEP）のライセンス及び評価に関する専門家グループの活動報告書

- 欧州委員会は、2021年2月10日、標記報告書を公表。2018年11月以降、専門家グループによって議論されてきたもの。
- 報告書の構成は、以下のとおり。
  - エグゼクティブ・サマリー
  - PART 1 – 目的、方法及び結果
  - PART 2 – IoTエコシステムにおけるFRANDライセンスの進化
  - PART 3 – 主要な問題の分析と改善提案
    - PART3.1 – SEPライセンスの透明性向上
    - PART3.2 – バリューチェーンにおけるライセンス
    - PART3.3 – 公平、合理的かつ非差別的な条件
    - PART3.4 – 交渉及び紛争処理
    - PART3.5 – IoTパテントプール及び共同ライセンス
  - 付属文書（Annex1～Annex10）
- 報告書は、欧州委員会の見解を反映するものではなく、欧州委員会に助言を与えること及び関連するすべての利害関係者間の議論を促すことを目的としており、EU加盟国や欧州委員会を拘束する政策的立場を構成するものではない。
- 専門家グループが行った79の提案に対する支持の度合いを1つ星から5つ星で評価。



## PART3.2-バリューチェーンにおけるライセンスング

- 以下の3つの原則を提示し議論。
  - ① 特定のライセンス製品に対するバリューチェーンにおける単一レベルでのライセンスング
  - ② ライセンスングのレベルに関係なく、特定の製品に対する一律のFRANDロイヤルティ
  - ③ FRANDロイヤルティは、部品の価格におけるコスト要素であり、下流に転嫁されるべき
  
- 最終製品レベルでライセンスングする場合に、部品のサプライヤーが合法的に部品を製造することができるよう、例えば、下請製造権（製品に適合する部品を第三者に製造させる権利）、上流に権利行使しない条項などの解決策を提示。
  
- 部品レベルでライセンスングする場合に、部品の用途に応じて異なるロイヤルティを課すことができるよう、例えば、特定の用途についてのみ消尽を認める立法措置などの解決策を提示。